日米オープンスカイ了解覚書(MOU)の概要

平成22年10月

日米航空関係を完全に自由化することについては、2009年12月に 日米間で実質合意したが、日米両政府間の交換公文による発効に先立ち、 今回の署名によって、以下の合意内容が実施される。

1. 路線

自国内地点、中間地点、相手国内地点及び以遠地点のいずれについても制限なく選択が可能であり、自由にルートを設定することができる。

2. 便数

便数の制限は行わない。(ただし、航空企業は通常の手続きにより希望する空港の発着枠を確保することが必要。)

3. 参入企業数

参入企業数の制限は行わない。

4. コードシェア等

同一国・相手国・第三国の航空企業とコードシェア等の企業間協力 を行うことができる。

<u>5. 運賃</u>

航空運賃の設定については、差別的運賃等一定の要件に該当するものを除き、企業の商業上の判断を最大限尊重するとともに、可能な限り迅速な審査を行う。

さらに、日米オープンスカイ了解覚書(MOU)の実施と併せて、同一のアライアンスに属する日米双方の航空企業^(※)が独占禁止法適用除外(ATI)を取得することが可能となり、アライアンス間の競争を通じて、運賃の低下、乗り継ぎ時間の短縮等、更なる利用者利便の向上が期待される。